

特別報酬の支給差止等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一
被告 和泉市長 井坂善行他 1 名

証拠説明書

平成21年5月8日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林 洋一

原告主張事実の立証のため、提出した書類につき下記のとおり立証趣旨等を説明する。

記

号証	甲24号証
標目	和泉市平成16年6月定例会会議録
原本・写の別	写
作成年月日	不詳
作成者	和泉市インターネット会議録検索より
立証趣旨	非常勤職員に時間外手当の支給が通常行われない 事実
号証	甲25号証の1～9
標目	辞令
原本・写の別	写
作成年月日	不詳
作成者	和泉市
立証趣旨	非常勤職員に対する辞令で通常一般職員の辞令に使用 されない文言が使われている事実
号証	甲26号証

標目 和泉市辞令式
原本・写の別 写し
作成年月日 不詳
作成者 和泉市インターネット例規集より
立証趣旨 一般職員及び特別職の辞令の表記について
一般職には任用、特別職には委嘱という表記が使わ
れている事実

号証 甲27号証
標目 短時間勤務の職員に関する制度
原本・写の別 総務省ホームページより
作成年月日 不詳
作成者 総務省 地方公務員の短時間勤務の在り方に関する
研究会
立証趣旨 特別職では懲戒処分や服務は要綱で定めている事実

号証 甲28号証
標目 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠
別)
原本・写の別 総務省ホームページより
作成年月日 不詳
作成者 総務省 地方公務員の短時間勤務の在り方に関する
研究会
立証趣旨 本件非常勤職員の職種が特別職として普通に任用さ
れている事実

号証 甲29号証
標目 平成15年6月定例会会議録
原本・写の別 和泉市インターネット会議録検索より
作成年月日 不詳
作成者 和泉市
立証趣旨 17条で非常勤職員を任用していた事実が当時無かつ
た事実

号証 甲30号証
標目 逐条地方公務員法
原本・写の別 写し
作成年月日 平成3年3月10日
作成者 鹿児島重治著 ぎょうせい発行
立証趣旨 任期付きの職員が恒久的な職員に任用できない特別な事情があるときにのみ許されるとの学説

号証 甲31号証
標目 地方公務員法講義
原本・写の別 写し
作成年月日 平成14年2月12日
作成者 橋下 勇著 ぎょうせい発行
立証趣旨 任期付きの職員が恒久的な職員に任用できない特別な事情があるときにのみ許されるとの学説

号証 甲32号証の1
標目 第4回衆議院 地方行政委員会会議録第43号
原本・写の別 写
作成年月日 不詳
作成者 国
立証趣旨 旧地方自治法203条2項の制定にあたって、制定の趣旨を参考人が陳述している事実

号証 甲32号証の2
標目 第4回衆議院 地方行政委員会会議録第46号
原本・写の別 写
作成年月日 不詳
作成者 国
立証趣旨 旧地方自治法203条2項の提案理由

号証 甲33号証
標目 新臨時・非常勤職員質疑応答集
原本・写の別 写
作成年月日 平成14年3月11日新版

作成者 地方公務員任用制度研究会著 学陽書房刊行
立証趣旨 正規職員に準じる非常勤職員について、常勤の職員とは解せられず、期末手当は支給できない

号証 甲34号証(欠番)

号証 甲35号証
標目 参議院地方分権及び規制緩和に関する特別委員会
会議録

原本・写の別 写
作成年月日 不詳
作成者 国
立証趣旨 常勤職員と解すべき事情についての国会審議の内容。
本件職員は勤務時間等から常勤職員と解せない事を証
するため

号証 甲36号証
標目 裁判年月日 平成16年 9月27日 大分地裁 平15
(行ウ)2号 判決文

原本・写の別 写
作成年月日 不詳
作成者 Westlaw
立証趣旨 地方公営企業法における給与条例主義

以上